

教員養成に関する情報公開項目【教育職員免許法施行規則 第22の6】

<家政学部としての教員養成に対する理念>

家政学部では、教員養成の理念を具現化するため、人間生活とその環境に関する学問領域と食と栄養に関する学問領域における専門的教育・研究を基礎として、衣・食・住に関わる家庭科教育領域並びに食育領域の教職課程を置く。

<生活デザイン学科としての教員養成に対する理念及び免許設置の趣旨>

生活デザイン学科では、人間生活とその環境に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を育成することを教育目標としている。

生活デザイン学科においては、この教育目標並びに本学における教員養成の理念に基づいて、人間生活とその環境からの視点を踏まえつつ、衣生活・食生活・住生活の各分野から科学的に解明できる専門性と実践力を備え、教育現場、地域のリーダーとして社会に貢献できる中学校および高等学校教諭（家庭）を養成する。

<栄養学科としての教員養成に対する理念及び免許設置の趣旨>

栄養学科では、食と栄養に関する高度な専門性と広い視野を備え、人々の健康と福祉に貢献できる人間性豊かな管理栄養士を育成することを教育目標としている。

栄養学科においてはこの教育理念、並びに本学における教員養成の理念に基づいて、「人間の栄養に強い、食と調理に強い、栄養管理に強い、実践力と人間力に優れた」管理栄養士であることを基盤としつつ、その専門性に基づいて次世代を担う子どもに将来にわたって健全な食生活を実践させていくための「食に関する指導」ができる栄養教諭を養成する。